

学長の業務執行状況の確認について

平成27年7月31日

総合研究大学院大学学長選考・監察会議決定

一部改正 R4.2.21/R5.7.6

1. 目的

国立大学法人総合研究大学院大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)は、国立大学法人総合研究大学院大学学長選考要綱(平成16年7月9日学長選考・監察会議決定。以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、学長選考・監察会議は、学長を選考することのみならず、選考後においても、その職務が適切に遂行されているか定期的に確認を行う責務を担うものである。学長選考・監察会議は、この責務を果たすため、学長の業務の執行状況を確認することを通じて、学長選考の適切性の担保を図るものとする。

2. 実施時期

業務執行状況の確認は、学長就任の日から2年目以降の毎事業年度(再任の場合は就任1年目から)に、監事から文部科学大臣に報告される監査報告書の提出後、速やかに行う。(学長の任期の最後の事業年度については、当該事業年度の末日までに行う。)

なお、学長選考・監察会議が必要と認めた場合は、随時行うものとする。

3. 実施方法

学長選考・監察会議は、学長選考時の抱負(所信表明)その他学長就任以降における取組に対する学長の業務執行状況に関する資料及び監事による監査報告書により、学長との懇談及び監事から意見聴取を求め、業務の執行状況の確認を行うものとする。

4. 公表の取扱い

学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認のプロセス及び結果を公表する。

5. 留意事項

業務執行状況確認のための具体の実施方法等は、学長選考会議において決定し定めるものとする。